

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことができるようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。

具体的な支障事例

○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。
 ○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。
 ○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。
 ○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。
 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

任命権者が主体的に職員の採用行えるようになることにより、自治体経営において、経営戦略の一環として、柔軟かつ機動的に人材の確保を行う事が出来るようになる。

根拠法令等

地方公務員法第7条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

指定都市に人事委員会を必置とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由から適当ではない。

(1) 人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地公法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危険性がある。

(2) 現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能（地公法第8条第3項）となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) 求められる公務員の任用における根本原則は、都市の規模によって異なるものではなく、人事委員会の有無によって、揺らぐ危険性があるという合理的な理由はないと考える。

(2) 人事委員会が採用に関する権限の全部を任命権者に委任すると、任命権者が主体的に採用を行う事は可能になるが、あくまで権限の委任であり、委任を行うかどうかは人事委員会の判断によるため、対応策としては十分でないと考ええる。

なお今回の提案の背景として、人材の確保及び育成は自治体経営の根幹であり、一般市には人事委員会の設置が義務付けられておらず、長が自らの経営判断と責任において主体的に人材確保が出来るにもかかわらず、指定都市には人事委員会の設置が義務付けられていることにより、長の人材確保に関する権限が制約されていることに問題があると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員会と調整が発生し、機動的な採用活動の支障となっている。特に、指定都市においては人材確保という点で都道府県下の中核市等との競争となっており、人事委員会と公平委員会では機動的な採用に差が生じていることから、いずれを設置するかは選択制とするべきではないか。

○ 地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、任命権者が主体的に行うことができるよう、人事委員会規則で定めるのではなく、条例で定めることとするべきではないか。

各府省からの第2次回答

人事委員会は、競争試験等に関する事務のほかにも、条例の制定改廃に対する意見申し出や職員の給与、勤務条件に関する勧告権など、公平委員会にはない広範な権限を有している。人事委員会が、公正・中立的な第三者機関として、こうした権限を行使することは、職員の勤務条件の保障という観点から、重要な役割を果たしている。したがって、政令指定都市において、人事委員会を必置とせず、公平委員会との選択制とすることは適当でない。

御指摘の支障事例について、人事委員会に採用試験等に関する事務の権限が付与されているのは、人事委員会が人事行政に特化した専門機関であって、それを組織する委員の独立性が確保されていることから、高度

な内容の競争試験及び選考を中立的な立場において行うことが期待できることによるものである。そのため、そうした人事委員会の機能を踏まえ、任命権者と人事委員会との間に協力体制を確立し、採用試験等を実施することが求められている。任命権者の求める人材確保を行うことについても、人事委員会との間で協力関係を構築し、必要に応じた権限の委任や人事委員会の開催日について柔軟に設定するなど運用面での調整を行うことで対応可能なものと考えている。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項(事項名)

地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。

また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)

また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。

過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。

許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。

また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。

根拠法令等

航空法第132条、第132条の2、第132条の3

航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市

○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。

また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領（平成30年1月31日国土交通省航空局長通知）5-6にかかげる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当府主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。

○当市も、災害対応や消防団活動（行方不明者捜索等）に無人航空機（ドローン）の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。

○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮している状況である。

当市が管理する屋外消防訓練場があるが、DIDに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現に操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。

しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理要員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。

○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要と考える。

飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。

○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部（市町）が増えることが予想される。

県内にも人口集中地区（4,000人以上/km²）は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。

各府省からの第1次回答

航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不相当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。

しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合にあっても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。

したがって、今回御提案いただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答（柔軟な対応）で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載（公表）されていない。

ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。

今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。

また、提案内容に示した四面をネットで囲み、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立入りがなく、第三者への危害も考えにくい。

当該措置による安全性は、四面及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案によ

る飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いをしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可を不要とするべきではないか。
- 提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあるところ、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。
- どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けることが可能なのか等について、これまでに行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくこととしたい。

なお、屋内は屋外と物理的に隔離されていることから航空法の適用外となり、四面及び上部をネットで囲んだ場合には屋内とみなすことができるため、従来より、航空法の適用外となっている。一方で、御提案にあるような上面が空いている場合には屋内とみなすことができないことから、航空法の適用外とはならない。

また、一般に市販されている比較的安価なドローンであっても、航空機の航行する高度までも飛行することができる(限界高度:5~6,000m程度)ことから、四面のみをネットで囲み、上面についてはネット以外の方法で例えばロープによる係留により高さの制限措置を行う場合でも、そのロープの長さ、係留の位置、四方のネットの高さなどが適切でなければ、特に周辺の人や物件の安全性が確保できないことから、個々の申請において安全性を審査することとしており、申請があった場合には柔軟な対応をすることとしている。